

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正  
 (外国為替証拠金取引における為替リスクに関するストレステストの継続的实施関係)  
 新旧対照表

平成 29 年 4 月 12 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>第 1 条から第 2 5 条の 4 (略)</p> <p>(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)</p> <p>第 25 条の 4 の 2 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、自己における為替変動による損失発生リスクを適正に管理するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p><b>2 前項の基準には、自己における為替変動による損失発生リスクに関するストレステストの継続的な実施及びその結果の取締役会その他の機関への報告に関する事項を含めるものとする。</b></p> <p><b>3</b> 会員が店頭外国為替証拠金取引を行う場合、<b>第 1 項</b>の基準には、カバー取引（金商業府令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。</p> <p><b>4</b> 会員は、第 1 項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。</p> <p><b>5</b> 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から 3 年間保存するものとする。</p> <p>第 25 条の 4 の 3 (以下略)</p>	<p>第 1 条から第 2 5 条の 4 (略)</p> <p>(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)</p> <p>第 25 条の 4 の 2 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>2</b> 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、<b>前項</b>の基準には、カバー取引（金商業府令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。</p> <p><b>3</b> 会員は、<b>外国為替証拠金取引を行う場合</b>、第 1 項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。</p> <p><b>4</b> 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から 3 年間保存するものとする。</p> <p>第 25 条の 4 の 3 (以下略)</p>